

国内競技規則 一部改正

<新旧対照表>

※下線部分：変更箇所

改正後	現行
<p>1～14-3 (略)</p> <p>14-4 通達</p> <p>1) 本規則に則って行われる本連盟への通知は、すべて次の宛先に送付されなければならない。</p> <p>〒105-0012 東京都港区芝大門1丁目1番30号 一般社団法人 日本自動車連盟 (J A F) モータースポーツ部 電 話：<u>03 (3578) 4936</u> F a x：03 (3578) 4937 E-Mail：<u>sports@o3.jaf.or.jp</u></p> <p>2) (略)</p> <p>14-5 本規則の発効日</p> <p>本規則はF I A国際競技規則第1条8項に基づき、<u>2023年1月1日</u>より施行する。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>1～14-3 (略)</p> <p>14-4 通達</p> <p>1) 本規則に則って行われる本連盟への通知は、すべて次の宛先に送付されなければならない。</p> <p>〒105-0012 東京都港区芝大門1丁目1番30号 一般社団法人 日本自動車連盟 (J A F) モータースポーツ部 電 話：<u>03 (3436) 2811 (代表)</u> F a x：03 (3578) 4937 E-Mail：<u>sports@jaf.or.jp</u></p> <p>2) (略)</p> <p>14-5 本規則の発効日</p> <p>本規則はF I A国際競技規則第1条8項に基づき、<u>2022年1月1日</u>より施行する。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>